## 提出資料閲覧等請求書

年 月 日

愛媛県行政不服審査会 会長

様

## 審査請求人(参加人)

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定により、\_\_\_\_に関する処分についての審査請求に係る諮問事件に関して愛媛県行政不服審査会に提出された下記の書類の閲覧及び写し等の交付を求めます。

記

- 1 閲覧を求める提出資料
- 2 写し等の交付を求める提出資料
- 3 交付の方法等

上記2の提出資料については、用紙の片面に白黒(カラー)で複写又は出力したものの交付を求めます。(また、これらの写し等については、送付による交付を求めます。)

4 提出資料の写し等の交付手数料の減免について

私は、以下の理由により、提出資料の写し等の交付手数料を納付する資力がないため、愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)第4条の規定による当該手数料の減免を併せて申請します。

- (1) 理由
- (2) 添付書類(手数料を納める資力がない事実を証明する書面)
- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 手数料の減免を求める場合は、次のいずれかの書類を添付すること。
    - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面
    - (2) 経済的困難により手数料を納付する資力がない事実を証明する書面